



# 鳥取県公報

平成16年 2月 6日(金)  
第 7 5 5 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|      |  |   |
|------|--|---|
| 告 示  | 生活保護法による介護機関の指定 (79) (福祉保健課) .....                                   | 1 |
|      | 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (80) (障害福祉課) .....                           | 1 |
|      | 結核予防法による医療機関の指定 (81) (健康対策課) .....                                   | 2 |
|      | 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (82) ( " ) .....                                  | 2 |
|      | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条に規定する業務を行う<br>シルバー人材センターの指定 (83) (労働雇用課) ..... | 2 |
|      | 保安林の指定予定 (84) (森林保全課) .....  | 3 |
| 公安告示 | 道路交通法による指定講習機関の指定 ( 1 ) (運転免許課) .....                                | 3 |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施 (行政経営推進課) .....  | 4 |

## 告 示

### 鳥取県告示第79号

生活保護法 (昭和25年法律144号) 第54条の2 第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称         | 主たる事務所の所在地     | 居宅介護事業所の名称                              | 居宅介護事業所の所在地               | 居宅介護事業の種類       | 指定年月日       |
|-------------|----------------|---|---------------------------|-----------------|-------------|
| 医療法人<br>至誠会 | 倉吉市東昭和<br>町158 | 医療法人至誠会痴呆対応型<br>共同生活介護グループホーム<br>ひまわり関金 | 東伯郡関金町<br>大字 関金 宿<br>1886 | 痴呆対応型共<br>同生活介護 | 平成16年 1月27日 |

### 鳥取県告示第80号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の5 第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称     | 主たる事務所の所在地   | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称 | 知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地 | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|---------|--------------|----------------------|-----------------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人和 | 倉吉市福庭町一丁目365 | ボン・チャンス              | 倉吉市福庭町一丁目365          | 短期入所         | 平成16年2月1日 |

**鳥取県告示第81号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称           | 所 在 地           | 指定年月日     |
|---------------|-----------------|-----------|
| 久野内科医院        | 米子市富益町2165 - 2  | 平成16年2月1日 |
| あだち脳神経外科クリニック | 米子市西福原一丁目1 - 12 | 平成16年2月2日 |

**鳥取県告示第82号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称         | 所 在 地           | 辞退年月日      |
|-------------|-----------------|------------|
| 久野内科医院      | 米子市富益町2165 - 2  | 平成16年1月31日 |
| 芦立外科脳神経外科医院 | 米子市西福原一丁目1 - 12 | 平成16年2月1日  |

**鳥取県告示第83号**

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項の規定に基づき、同法第42条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第43条において準用する同法第32条第2項の規定により告示する。

平成16年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定した者の名称 社団法人湯梨浜広域シルバー人材センター
- 2 指定した者の住所 東伯郡羽合町大字上浅津123 - 2

- 3 指定した者の 東伯郡羽合町大字上浅津123 - 2  
事務所の所在地 東伯郡東郷町大字中興寺388 - 2
- 4 指定に係る地域 羽合町及び東郷町の全域
- 5 指定年月日 平成16年2月2日

**鳥取県告示第84号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
岩美郡岩美町大字延興寺字西釜戸684、685、685の1、686の1、681の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公安委員会告示

**鳥取県公安委員会告示第1号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定をしたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 指定講習機関の名称等

| 名称及び住所                      | 代表者の氏名  | 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地       | 特定講習の種別                   |
|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------------------------|
| 学校法人イナバ自動車学校<br>鳥取市里仁97 - 1 | 安 住 庸 雄 | 学校法人イナバ自動車学校<br>鳥取市里仁97 - 1 | 普通免許、二輪免許及び原付免許に係る取消処分者講習 |

|                                |        |                                |                               |
|--------------------------------|--------|--------------------------------|-------------------------------|
| 学校法人米子自動車学校<br>米子市旗ヶ崎二丁目15 - 1 | 金子 芳 昭 | 学校法人米子自動車学校<br>米子市旗ヶ崎二丁目15 - 1 | 普通免許、二輪免許及び原付<br>免許に係る取消処分者講習 |
|--------------------------------|--------|--------------------------------|-------------------------------|

- 2 指定年月日  
平成16年1月29日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 ノート型コンピュータ 701台  
イ 購入物品 ソフトウェア ライセンス数701

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成16年6月1日から平成20年5月31日まで

(4) 納入期限

平成16年5月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。  
(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。  
(4) 平成16年2月6日（金）から同年3月19日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受け

ていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7615

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

#### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年2月6日(金)午前9時から同年3月1日(月)午後5時までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)交付する。

#### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年3月19日(金)午後2時(ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成16年3月18日(木)午後5時までとする。)

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年3月5日(金)正午までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 7 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the products

701sets of notebook - type computers to be leased

701sets of softwares to be purchased

## (2) 12 : 00AM 5, March, 2004 : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

## (3) 2 : 00PM 19, March, 2004 : Time - limit for submission of tenders

5 : 00PM 18, March, 2004 : Time - limit for submission of tenders by registered mail

## (4) Contact point for the notice : New Public Management Division Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7615

E - mail : gyouseikeiei@pref.tottori.jp